



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
11月26日
号外(2)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 雑報

環境影響評価方法書の縦覧等の公告..... 1

雑報

環境影響評価方法書の縦覧等の公告

岐阜県環境影響評価条例(平成7年岐阜県条例第10号)第7条の規定に基づき環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成したので、同条例第8条第1項および第8条の2第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和6年11月26日

- 公告する事業者 中部電力パワーグリッド株式会社
- 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
 - 事業者の名称 中部電力パワーグリッド株式会社
 - 代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 清水隆一
 - 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 対象事業の名称および種類
 - 名称 500kV関ヶ原北近江線新設
 - 種類 電気工作物の建設(電線路の設置)(岐阜県環境影響評価条例対象事業)
- 対象事業が実施されるべき区域 岐阜県不破郡関ヶ原町
- 関係地域の範囲 米原市および岐阜県不破郡関ヶ原町の各一部
- 縦覧場所
 - 縦覧場所
米原市役所山東支所地域振興課(米原市長岡1206 米原市役所山東庁舎)
米原市伊吹市民自治センター(米原市春照490-1)
岐阜県環境生活部環境管理課(岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号)
岐阜県関ヶ原町役場総務課(岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894-58)
中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社(岐阜県岐阜市美江寺町2-5)
 - 縦覧期間 令和6年11月27日(水)から同年12月26日(木)まで(ただし、土曜日および日曜日を除く。)
 - 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社は午前8時30分から午後5時10分まで)
- インターネットによる公表 方法書および方法書要約書は、中部電力パワーグリッド株式会社ホームページ(<https://powergrid.chuden.co.jp/>)においても御覧いただけます。
- 意見書の提出 方法書について、意見書の提出により、環境の保全の見地からの意見を述べるができます。意見書の提出は、令和7年1月10日(金)(当日消印有効)までに、縦覧場所に備付けの意見箱への投函または郵送にて以下の提出先へ御提出ください。
提出先 〒456-0022 愛知県名古屋市熱田区横田二丁目3番24号
中部電力パワーグリッド株式会社 基幹系統建設センター 送電施設グループ
- 方法書説明会の開催を予定する場所および日時
 - 開催場所 関ヶ原ふれあいセンター小ホール(岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894-29)
 - 日時 令和6年12月20日(金)午後7時から午後8時30分まで
- この公告で示した事項にかかる問合せ先 中部電力パワーグリッド株式会社 基幹系統建設センター 送電施設

グループ 電話番号 052-682-3440 (受付時間 午前8時30分から午後5時10分まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。))